

【調整指数】

区分	調整項目	適用区分	調整指数	
加算	世帯	1 生活保護世帯	新・転	1
		2 ひとり親世帯（同居人なし）	新・転	2
		3 ひとり親世帯（同居人あり）	新・転	1
		4 両親のいずれもが不存在	新・転	5
	保護者	5 保護者が多摩市内の保育士等あるいは放課後支援員として月20日以上、1日6時間以上就労している、もしくは入所日から内定している者（市内認可保育所等、市内認証保育所または市内企業主導型保育所、市内学童クラブ勤務に限る）	新	1
		6 基本指数の保育要件が1人につき違う類型で重複している者（高い方の指数に加算する。ただしこの場合において、基本指数の上限は20点とする。）	新・転	2
	児童	7 前年度4月または産休終了月の翌月から、継続して待機している市内在住の児童（産休終了月の翌月からの場合は、産後休暇のみ取得し、産後休暇取得後に復職する場合に限る）	新	1
		8 多摩市民で、認可保育所、家庭的保育事業所、小規模保育所、事業所内保育所に入所している満3歳（4月1日時点）の児童で連携施設に継続入所が不可な場合	新	5
		9 次の施設の利用実績が、前年度4月または産休終了月の翌月から継続して週12時間以上ある場合 ①東京都認証保育所 ②市内認可保育所の定期利用保育 ③市内認可保育所の一時保育 ④各自治体に届出のある認可外保育施設 ⑤企業主導型保育所 ⑥市内認可保育所の緊急1歳児受入事業	新	2
		10 前年度4月から継続して多摩市民で、連携施設に継続入所が不可な認可保育所、家庭的保育事業所、小規模保育所、事業所内保育所に在所しており、前年度4月から継続して保育所へ転所申込みをしている場合	新・転	2
		11 兄弟姉妹が市内認可保育所等に入所している場合（新規申請に限る。）	新	1
		12 双子児以上の多胎児が新規申請をしている場合	新	1
		13 複数の児童が同時に新規申請している場合	新	1
		14 児童相談所等の関係機関からの通告等により、児童擁護の観点から優先的な取扱いが必要と認められた場合	新	10
		15 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所有している場合、または多摩市が協議を行い、医療的ケアを実施可とした医療的ケア児	新・転	4
		16 兄弟姉妹が入所している認可保育所等を、第1希望として転所申込みしている場合	転	1
	17 異なる認可保育所等に入所している兄弟姉妹が、双方の保育所等へ転所申込みをしている場合	転	1	
	18 前年度4月から継続して、兄弟姉妹が入所している認可保育所等に転所申込みをしている場合（転所申請に限る。）	転	1	
	19 市外認可保育所等から市内認可保育所等に転所を希望している場合	転	2	
減算	世帯	20 審査時点において保育料の滞納がある世帯（在園・卒園・退園児滞納分含む。）	新・転	-16
		21 同居している保護者以外の親族（20歳以上65歳未満）のうち、求職中またはこれに準ずる状態の者がいる場合	新・転	-3
		22 入所決定の辞退者、入所審査開始後の取下（翌年度まで減算継続。急な転居・入院等やむを得ない場合を除く。）	新	-2
	保護者	23 申請時点で就労していないが、保育所入所日時点で就労が内定している者	新・転	-2
		24 保育所入所が決定した際、現在、在籍している事業所で就労日数・時間数が（保育所入所日から）増加することが決定している場合	新・転	-2
		25 保護者の親族（3親等以内の血族・姻族）が経営する事業所で就労する者（市民税の所得割額がある者は除く。）	新・転	-1
		26 育児休業の延長または育児休業給付金の受給に使用するための申請の場合	新	-18

※認可保育所等とは、認可保育所・家庭的保育施設・小規模保育所・事業所内保育所・認定こども園をさす。 ※新＝新規  
 ※保育士等とは保育に携わる保育士等（保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭、養護教諭、保健師、看護師、准看護師、助産師）をさす。 ※転＝転所  
 上記有資格者の他、子育て支援員研修を修了した者を含む。  
 ※23・24は、保育所入所日時点で内定もしくは増減することが決定している就労日数・時間数で算定した基本指数から減算する。  
 ただし24については【契約時間での指数(時間が増加する前の指数)】と【時間が増加する基本指数と24】が同じ点数となった場合は減算のない【契約時間での指数(時間が増加する前の指数)】で算定する。

【指数が同位の場合の優先順位】

優先順位	項目
1	市内在住者（転入予定者を含む）
2	認可保育所等に入所していない者
3	優先順位の高い類型の者 【類型の優先順位】 (1) 災害 (2) 特例 (3) 虐待・DV (4) 不存在 (5) 疾病・障がい (6) 出産 (7) 就労 (8) 看護・介護 (9) 就学 (10) 求職 ※父母の類型のうち、優先順位の高い方を世帯の類型とする。
4	指数に減算のない者
5	世帯の基本指数の高い者
6	入所希望年度の4月1日における継続した市内在住日数の長いもの※
7	主たる生計中心者の市民税所得割の金額が低い者（未申告や税書類の未提出者の場合は優先順位を下げるものとする）

※6については、父母の市内在住日数のうち、長い方を世帯の期間とする。